

事務所決裁欄		
所長	次長	担当

都市公園内行為許可申請書

令和8年 6月 21日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

申請者 住所 〒 703-8257

岡山市北区後楽園 1-5

氏名 株式会社 後楽園 代表 後楽 太郎

(法人の場合会社名及び代表者名)

電話番号 086 (272) 1148

FAX番号 086 (272) 1147

担当者名 後楽 連絡先 090 (1111) 2222

次のとおり、都市公園内において **写真撮影**・ビデオ撮影 を行いたいので、岡山県立都市公園条例(昭和41年岡山県条例第30号) 第5条第1項の規定により申請します。

1 都市公園名	後楽園
2 行為の場所又は公園施設	後楽園内の指定された場所 ・ その他 ()
3 行為の目的	写真撮影 もしくは ビデオ撮影
4 行為の内容	婚礼前撮り、婚礼当日撮り、成人式前撮り、七五三前撮り 等
5 行為の面積	記入しないでください
6 行為の期間	令和8年 12月 15日 10時00分 ~ 12時00分
7 都市公園の復旧方法	原状復旧
8 使用料の額	記入しないでください 円
9 その他	※全撮影対象者名(フルネーム) 岡山 太郎様、岡山 桃子様 亭舎利用 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (いずれかに必ずチェックを入れてください)

《必ずお読みください》

- 右の欄に使用料領収印と許可証印を押印したものを許可証とします。
- この書面をもって領収書とします。
- この許可証は、行為の当日必ず係員に提示してください。
- 行為を取り止めた場合は、取消しの連絡を必ずしてください。
- 既納の使用料は、還付しません。

(領収印)

注意事項については厳守します。

撮影者氏名 **後楽 太郎**

(許可証印)

(受付印)